業務委託契約書

東京地下鉄株式会社（以下「甲」という。）とＡｌｌｇａｎｉｚｅ　Ｊａｐａｎ株式会社（以下「乙」という。）とは、「Alli LLM App Market」の初期環境製作に係る業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、次条に定める委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託する。本契約は、請負契約とする。

２　甲及び乙は、本契約及び別添仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、法令を遵守し、信義に従って誠実に契約を履行しなければならない。

３　本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面又は当該書面を電磁的記録に変換したもの（以下「書面又は電磁的記録」という。）により行わなければならない。

４　本契約は日本国の法令に準拠するものとする。

５　本契約に係る訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

６　第４項及び第５項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

７　甲による「Alli LLM App Market」の利用に関する諸条件は本契約の完了前後を問わず、別途協議のうえ合意した内容に従うものとし、利用の条件に関して、本契約と別途での合意との間に相違がある場合には、成果物に係る規定（本契約第９条及び第１０条）を除いて別途での合意の内容が優先される。

　（業務内容）

第２条　甲が乙に委託する業務の内容は、次のとおりとし、詳細は、仕様書によるものとする。

（１）「Alli LLM App Market」の初期環境（以下「成果物」という。）の製作業務

（２）前号に関連する一切の業務

　（業務工程表）

第３条　乙は、本契約締結後１４日以内に業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

２　甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から７日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

３　本契約の他の条項の規定により納期又は業務内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「本契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

　（権利義務の譲渡等の禁止）

第４条　甲及び乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、成果物（未完成の成果物及び委託業務を行う上で得られた情報、記録、生産物等の一切を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　前２項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

（一括再委託等の禁止）

第５条　乙は、委託業務の全部若しくは主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　乙は、委託業務を第三者に委任し、又は請け負わせたとき（前項ただし書の甲の承諾に基づく場合を含む。）は、本契約において乙が甲に対して負うべき義務と同等の義務を当該第三者が遵守するよう、当該第三者を指導監督し、当該第三者の行為について、一切の責任を負わなければならない。

　（機密の保持）

第６条　甲及び乙は、正当な理由なく、委託業務の履行に関して知り得た相手方の秘密情報（相手方より開示を受ける情報及び相手方について知り得る情報の全て（個人情報を含む。）をいう。）を他人に知らせ、並びに不正な目的その他本契約以外の目的に使用してはならない。

２　乙は、委託業務が完了した場合又は甲から秘密情報の返還を求められた場合は、当該秘密情報の使用を直ちに中止し、受領した秘密情報（複製物等を含む。）を速やかに甲に返還するものとする。ただし、返還に代えて破棄処分することを甲が書面又は電磁的記録で指示した場合は、乙は、再利用等を防ぐため厳重なる注意をもって破棄するものとし、その破棄方法について事前に甲の了解を得るとともに、事後にも処分結果を報告するものとする。

３　乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、別添の「個人情報の取扱いに関する特約」に定める事項を誠実に履行しなければならない。

４　第１項及び第３項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

（委託料）

第７条　委託料は、金○，○○○，○○○円（消費税及び地方消費税○○，○○○円を含

む。）とする。

２　法令の改正等により消費税及び地方消費税率に変更があった場合は、第２３条第４項に定める成果物の引渡しがあった日の税率を採用し、前項の委託料を変更するものとする。

　（納期）

第８条　乙は、２０２４年９月３０日（以下「納期」という。）までに成果物を甲の指定する場所に納入しなければならない。

　（成果物の帰属）

第９条　委託業務の履行によって生ずる報告書類その他の成果物は、甲と乙が「お客様センターのDX活用業務（PoC）委託契約」を締結した２０２４年１月１８日時点で乙が保有するもの及び乙の提供する製品を構成する有形無形の構成物を除き、甲に帰属するものとする。【0523Allganize→東京メトロ様：本条の「成果物・・帰属」は、成果物に関するどのような権利帰属（弊社観点ですと、どのような制約を負うこと）をご想定されておられますでしょうか。10条1項にて、弊社への著作権の帰属を明記いただいておりますものの、弊社の主力製品そのものの権利関係にも影響しうる部分となり、事業への影響が大きい部分でございますので、念のため、この点、ご教示いただけますと幸いです。】

２　委託業務の履行の過程において派生した特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される権利の取扱いは、次条に定めるものを除き、甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、甲と乙が「お客様センターのDX活用業務（PoC）委託契約」を締結した２０２４年１月１８日時点で、乙が保有するものは、乙のみに帰属する。

３　前各項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

（成果物の使用）

第１０条　甲及び乙は、成果物に係る著作権及び著作者人格権が乙のみに帰属することを確認する。ただし、甲又は第三者に帰属するものを除く。

２　前項の定めに関わらず、甲及び甲が指定する者は、社内外に対する広告、宣伝、広報、ＩＲその他甲の業務において、乙の承諾を要することなく、成果物を無償で使用できるものする。

３　乙は、甲及び甲が指定する者に対し、成果物に係る著作者人格権を行使しないものとする。

４　前各項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

５　乙は、成果物に係る著作権等（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条以下に規定する権利（第２７条及び第２８条の権利並びに著作隣接権を含む。）をいう。）を甲及び甲が指定する者以外の鉄道事業者に使用するときは、甲の承諾を要することとする。なお、本項の規定は委託業務が完了した後、３年間効力を有するものとする。

（第三者の知的財産権等の使用）

第１１条　乙は、委託業務の履行に当たり、第三者の著作権、著作者人格権、著作隣接権、意匠権、商標権、実用新案権、特許権その他の権利（以下「知的財産権等」という。）の対象となっている素材又は方法等を使用するときは、その使用に関し当該権利保持者から承諾を得るものとし、その使用に関する一切の責任（使用料の支払を含む。）を負わなければならない。

２　乙は、成果物に係る著作者人格権が第三者に帰属する場合は、当該第三者に著作者人格権を行使させないものとし、その旨を記載した書面又は電磁的記録を当該第三者に提出させるものとする。

３　乙は、甲に対し、前２項の書面又は電磁的記録（書面の場合は写しを含む。）を提出しなければならない。

４　乙は、知的財産権等の対象となっている素材又は方法等の使用に関して紛争（第三者の知的財産権等を侵害する場合を含むがこれに限らない。）が生じ、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲又は第三者に対し、訴訟費用、弁護士費用等を含め紛争の解決に係る一切の損害の賠償の責めを負う。

５　前各項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

　（業務責任者）

第１２条　乙は、委託業務の管理及び統括を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務責任者を変更したときも、同様とする。

　（履行報告）

第１３条　甲は、必要があると認める場合は、乙の委託業務の履行状況について、調査し、又は報告を求めることができる。

２　甲は、前項の定めによる調査又は報告の結果、必要があると認める場合は、乙に対して合理的な措置を講じるよう指示することができる。この場合において、乙は、当該指示に従い委託業務を行わなければならない。

　（施設等の使用）

第１４条　甲は、乙が委託業務の履行に必要な詰所、施設及び設備（以下「施設等」という。）について、乙に無償で使用させることができる。

２　乙は、甲の定めるところに従い、施設等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。なお、乙が施設等において委託業務を履行する場合であっても、乙の従業員（第５条に定める第三者の従業員を含む。）は乙の指揮監督にのみ服するものであり、甲が指揮監督権限を有するものではない。

３　乙は、第１項の施設等について、甲から変更又は明渡しを求められたときは、これに応じなければならない。

４　乙は、委託業務が完了した場合は、遅滞なく甲に施設等を原状に復して返還しなければならない。

（物品等の貸与）

第１５条　甲は、乙が委託業務の履行に必要な甲の所有する物品及び資料等（以下「物品等」という。）について、乙に無償で使用させることができる。

２　乙は、甲の定めるところに従い、物品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　乙は、物品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　乙は、第１項の物品等について、甲から返還を求められたときは、これに応じなければならない。

５　乙は、委託業務が完了した場合は、遅滞なく甲に物品等を返還しなければならない。

６　乙は、故意又は過失により物品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

　（派生品の処分）

第１６条　乙は、委託業務の履行に伴い発生した材料、撤去品、処分品等の派生品については、甲の指示又は仕様書等に定めるところにより、適切かつ確実に処分しなければならない。

（条件変更等）

第１７条　乙は、委託業務の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。

（１）仕様書に記載された事項が明確でないこと。

（２）仕様書に記載された履行条件が、実際と相違すること。

（３）仕様書に記載されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

２　甲は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、遅滞なく調査を行い、調査の結果（これに対して乙がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知するものとする。

３　前項の調査の結果により第１項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、業務内容又は仕様書の変更を行うものとする。

４　前項の規定により業務内容又は仕様書の変更が行われた場合において、甲は、客観的に必要があると認められるときは、納期若しくは委託料を変更し、又は必要な費用を負担するものとする。

（業務内容の変更等）

第１８条　甲は、前条第３項の規定によるほか、必要があると認めるときは、乙に通知の上、業務内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部を一時中止させることができる。

２　前項の規定により業務内容を変更し、又は委託業務を一時中止させた場合において、甲は、客観的に必要があると認められるときは、納期若しくは委託料を変更し、又は必要な費用を負担するものとする。

　（契約内容の変更）

第１９条　甲及び乙は、本契約に定められている規定のほか、本契約の内容を変更する必要があるときは、相手方に通知し、協議を行うことを求めることができる。

　（危険負担）

第２０条　本契約の締結後引渡しまでに甲乙双方の責めに帰することのできない事由により成果物に生じた滅失、き損その他の損害については、乙が負担するものとする。

　（損害の負担）

第２１条　乙は、本契約に関し、甲又は第三者に損害を及ぼした場合、直ちに甲に報告しなければならない。

２　前項の場合において、乙はその損害を負担するものとする。ただし、同損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲が相当因果関係の認められる範囲で負担するものとする。

３　前各項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

　（苦情等の処理）

第２２条　委託業務に関する第三者からの苦情及び抗議等については、乙が責任をもって処理をするものとする。

２　前項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

　（成果物の確認）

第２３条　乙は、納期までに、甲に対して成果物及び完了届を提出しなければならない。

２　甲は、前項の成果物及び完了届を受領したときは、その日から起算して１４日以内に成果物について確認を行うものとする。

３　乙は、甲による委託業務の履行の内容の確認の結果、委任の本旨に沿った履行がされていないとして異議が出された場合は、直ちに成果物の見直し、是正等を行い、甲の再確認を受けなければならない。この場合における再確認の期限は、前項の定めを準用する。

４　成果物の引渡しは、当該成果物に対する確認又は再確認の完了をもってその引渡しがあったものとする。

　（委託料の支払）

第２３条 　乙は、委託業務が完了し、前条の確認が完了したときは、書面をもって委託料の支払を甲に請求するものとし、甲は、請求を受けた日の属する月の翌月末日までに乙に支払うものとする。

　（善管注意義務違反）

第２５条　甲は、委託業務の履行にあたり、乙に善管注意義務違反が認められる場合は、損害賠償、又は本契約の解除を請求することができる。

２　甲は、前項の請求のうち、複数を選択して乙に請求することができるものとする。

３　前各項の規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

【0523Allganize→東京メトロ様：２３条から２５条は、準委任契約という実質に合わせる形で、ご修正させていただきました。】

（履行遅滞）

第２６条　乙は、納期までに委託業務を完了することができない場合は、甲に対して遅滞なく書面又は電磁的記録をもってその旨を届け出なければならない。

２　前項の理由が甲乙双方の責めに帰することができない事由又は甲の責めに帰すべき事由であるときは、甲は、相当の期間を定めて納期を延長する。

３　第１項の理由が乙の責めに帰すべき事由である場合には、甲は、乙に対し、当該履行遅滞により被った損害の賠償を求めることができる。。

【0523Allganize→東京メトロ様：民法どおりの責任範囲としていただけますと幸いです。】

（表明保証）

第２７条　乙は、現在及び将来において、次の各号に掲げる事項について表明し、保証する。

（１）乙、乙の親会社、子会社、関連会社並びにその役員又は従業員が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、又はこれらに準じる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること。

イ　反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、名目の如何を問わず、資本・資金を導入され、若しくは資本・資金関係の構築を行われ、又は経営に実質的に関与されること。

ウ　反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与すること。

エ　暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行うこと。

オ　上記のほか、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

（２）乙の取引先又はその役員若しくは従業員が、前号に掲げるいずれにも該当しないこと。

　 （調達ガイドライン及びサイバーセキュリティ特約の遵守）

第２７条の２　本契約を締結することにより、甲が公表している別紙１調達ガイドライン（以下「調達ガイドライン」という。）及び別紙２サイバーセキュリティの確保に関する特約（以下「サイバーセキュリティ特約」という。）の遵守に関する契約上の義務が発生するものとする。

２　甲は、法令や社会的動向等の変化を踏まえ、乙に対する事前の予告なく、調達ガイドライン及びサイバーセキュリティ特約を改定するものとし、かかるガイドラインが乙に対して通知された場合は、かかる変更について合理性及び必要性が認められる範囲で、改定された調達ガイドライン及びサイバーセキュリティ特約が自動的に有効になるものとする。

（甲の解除権）

第２８条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、各号に別段の定めがない限り、乙に対する何らの催告なく、本契約を解除することができる。

（１）乙が、着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

（２）乙が、納期までに委託業務を完了せず相当期間を定めた催告を経ても完了しなかったとき又は委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

（３）乙が、甲の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げる行為若しくは不正の行為があったとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、乙が、本契約又はこれに付帯して締結した契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。

（５）乙が、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てを受けたとき又はその資産信用状態が著しく低下したとき。

（６）乙が、監督官庁から営業許可の取消し、営業停止等の処分を受けたとき。

（７）前号のほか、乙が、行政処分等を受けたとき。

（８）乙が第２７条第１号の表明保証に反していると合理的に判断されるとき。

（９）乙が第２７条第２号の表明保証に反していると合理的に判断される場合で、乙が当該事実を知りながら、当該取引先と契約を締結したと認められるとき。

（１０）乙が第２７条第２号の表明保証に反していると合理的に判断される場合で、当該取引先との契約解除等の取引解消を甲が求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。（前号に該当する場合を除く。）

（１１）乙が、調達ガイドライン及びサイバーセキュリティ特約への重大な違反を犯したと合理的に判断されるとき。

（１２）乙が、次条第１項に定める理由によらないで本契約の解除を申し出たとき。

２　乙は、前項各号（第５号を除く。）の定めにより本契約を解除された場合は、委託料の１００分の１０に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

３　前項の規定は、第１項の事由によって甲に生じた実際の損害額について、甲が乙に対して別途賠償を請求することを妨げるものではない。

４　甲は、第１項により本契約を解除したことによって乙に生じた一切の損害について賠償の責を負わない。

（乙の解除権）

第２９条　乙は、甲が本契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になった場合は、本契約を解除することができる。

２　甲は、前項の定めにより本契約を解除された場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

　（通知義務）

第３０条　乙は、次のいずれかに該当する事項が発生した場合は、速やかにその内容を甲に通知しなければならない。

（１）事業を廃業する場合

（２）社名を変更する場合

（３）経営権の譲渡等により、経営者又は５０％以上の株式を保有する株主の変更があった場合

（４）第２７条の表明保証に反していることが判明した場合

（５）第２８条第１項第５号から第７号までのいずれかに該当した場合

（相殺）

第３１条　甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、この債務と甲が本契約に基づき乙に支払うべき代金その他の金銭債務とを相殺することができる。

（契約締結権限の表明保証）

第３２条　本契約にメール認証による電子署名をもって署名する各個人は、相手方に対し、以下の点を保証する。

（１）本契約を締結し各条項の規定を履行する正当な権利および能力を有していること

（２）本契約を締結することについて何人からの何らの異議申立てがなされないこと

（３）かかる事態が生じた場合第三者からの一切の要求に対し自己の責任と負担においてこれに対処し、相手方に何らの迷惑および損害を与えないこと

（規定外事項等）

第３３条　本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約を証するため、本契約書の電磁的記録を作成し、双方合意の上電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

　年　月　日

東京都台東区東上野三丁目１９番６号

甲　　東京地下鉄株式会社

企業価値創造部長　　青木　洋二

東京都渋谷区広尾一丁目３番１号

乙　　Ａｌｌｇａｎｉｚｅ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　　佐藤　康雄

（別添）個人情報の取扱いに関する特約

　（基本的事項）

１　乙は、委託業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

　（秘密の保持）

２　乙は、委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、及び不正な目的に使用してはならない。

　（取得の制限）

３　乙は、委託業務を行うために個人情報を取得するときは、当該委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

　（漏えい、滅失及びき損の防止）

４　乙は、委託業務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

　（業務従事者への通知）

５　乙は、委託業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該委託業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不正な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知し、及び徹底させるものとする。

　（個人情報の目的外利用・提供の禁止）

６　乙は、甲の指示がある場合を除き、委託業務によって知り得た個人情報を当該委託業務の目的以外の目的のために加工し、若しくは利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

　（複写及び複製の禁止）

７　乙は、委託業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

　（資料等の返還）

８　乙は、委託業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、委託業務の完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が乙による資料等の消去、廃棄その他の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

　（再委託の禁止）

９　委託業務については、乙自らが行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、乙が再委託する旨を甲に申し出、甲が承諾した場合は、再委託先に本特約の内容を周知し、及び徹底させた上で再委託することができる。

　（甲の監督）

１０　乙は、委託業務に係る個人情報の取扱状況を定期的に報告するとともに、甲は、随時、委託業務に関する記録を閲覧し、乙に説明を求め、及び乙から報告を徴することができるものとする。

　（事故発生時における対応）

１１　乙は、本特約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

１２　甲は、委託業務に係る個人情報について、乙の責めに帰すべき事由により漏えい、滅失、き損等の事故が発生した場合は、甲は乙に対し、甲の顧客等から受けた損害賠償請求その他の請求を解決するために要した費用（損害賠償金を含むがこれに限定されない。）、甲の名誉回復に要した費用等を合理的な範囲で求償することができる。この場合において、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

　（存続条項）

１３　２及び１０から１２までの規定は、委託業務が完了した後においても効力を有するものとする。

以　上

別紙１

**東京地下鉄株式会社　調達ガイドライン**

**≪はじめに≫**

　この「東京地下鉄株式会社　調達ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。) では、「東京地下鉄株式会社　調達方針」を実践するための、日々の具体的な行動指針を示しています。

　東京地下鉄株式会社（以下「当社」という。）が目指す調達のために、当社との取引を希望される皆様にご理解をいただくためのものです。

　また、当社が調達を実際に行うお取引先様に、遵守していただくものです。

**①取引における基本的な考え方**

**○ 品質とアフターケアの重視**

* 安全・安心で快適なより良いサービスを提供するために、高い品質を担保した取引を行います。
* 通常時における高い品質を担保した部品の安定的な供給等のアフターケアを重視します。
* 故障や不具合時における速やかな初動、故障原因の究明及び恒久的な対応等を行います。

**○ 価格・納期の重視**

* 適正な価格及び適正な納期で取引を行います。

**②信頼関係の構築**

**○ 透明性・公正性・公平性の確保**

* 全ての取引プロセスを透明・公正・公平に行います。
* サービス・製品に関する正確な情報を提供します。

**○ 適正な労働条件・労働環境の提供**

* 全ての従業員に対して、適正な労働条件を提供します。
* 全ての従業員に対して、安全で衛生的かつ健康的に働くことのできる職場環境を提供します。
* 労働災害を未然に防止するために、最善の対応策を講じます。

**○ 環境への配慮**

* 事業活動を通じて、エネルギーの効率化及び再生可能エネルギー利用を推進することによって温室効果ガス排出を抑制し、エネルギー使用量、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量、科学的根拠に基づく削減目標等の環境情報の適切な開示に努めます。
* 事業を行う国・地域の各種環境法令等に基づき、大気・水質・土壌等の汚染を防止し、化学物質を適切に管理し、汚染物質の排出防止やその原因となる材料の削減に努めます。
* 事業を行う国・地域の各種環境法令等に基づき、資源の有効利用及び廃棄物の削減に努めます。
* 事業及び原材料の生産に使用される水資源の効率利用、森林の保全を行い、生物多様性を尊重し、生態系に直接的・間接的に与える影響を考慮した事業活動に努めます。
* 地域社会が抱える環境問題を理解し、解決に向け貢献するよう努めます。

**○ 法令や社会規範の遵守**

* 各国・地域の法令や国際的な規範を十分に遵守し、コンプライアンスを徹底します。
* コンプライアンスを徹底するための仕組みを整備し、適切に運用します。

**○ 不正な互恵取引の禁止**

* 贈答・接待・賄賂の授受を禁止し、公正な取引を行います。

**○ 人権の尊重**

「東京メトログループ人権方針」に基づき、以下の事項を推進し、人権を尊重する責任を果たします。

* 児童労働、強制労働等をはじめとしたあらゆる形態の不適切な労働をさせないとともに、それにより産出されるあらゆる財・サービスを用いません。
* 雇用及び取引のあらゆる場面において、不当な差別行為を行いません。
* セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント等、人権を傷つけるいかなる行動も行いません。
* 従業員の過重労働を防ぐとともに休息・余暇を持つ権利を守り、経済的に安定した生活を送ることができるよう配慮し、各国・地域で規定される最低賃金以上を従業員に支払います。
* 従業員の結社の自由、労働組合への加入、団体交渉、抗議活動を行う権利を認め、尊重します。

**③取引情報の管理**

**○ 取引情報の管理**

* 調達によって取得した、個人情報、機密情報、知的財産をはじめとした、全ての情報の適切な管理を徹底します。

【問合せ窓口】

　当社は、お取引先様や取引を希望される企業の皆様からの声を常に大切にしています。本ガイドラインに関するお問合せは、次のメールアドレスまでお願いいたします。

procurement@tokyometro.jp

【本ガイドラインについての留意事項】

* お取引先様が再委託先を採用している場合は、お取引先様の責任により、再委託企業に本ガイドラインの遵守を促す必要があります。
* 本ガイドラインへの遵守状況を確認するために、お取引先様には、当社又は当社が指定する第三者による監査を受けていただくことがあります。
* 事業を行う国や地域の法令及び国際的な規範と本ガイドラインとの間に相違が生じた場合には、それらが定める要求や基準のうち最も厳しいものを適用することとします。
* 本ガイドラインの内容は、法令や社会的動向等の変化を踏まえ、事前の予告なく改定される場合がありますが、その場合は、改定されたガイドラインが自動的に有効になるものとします。

別紙２

サイバーセキュリティの確保に関する特約

　（基本的事項）

第１条　乙は、サイバーセキュリティ基本法（平成２６年法律第１０４号）の基本理念にのっとり、本契約書の業務及び乙の事業活動に関し、サイバーセキュリティの確保をしなければならない。

　（定義）

第２条　本特約における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

（１）サイバーセキュリティ　電磁的記録の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

（２）サイバーインシデント　サイバーセキュリティを脅かす事象又はその予兆のことをいう。

（３）サイバー攻撃　悪意のある第三者又は内部不正によって、サイバーセキュリティを故意に侵害し、又は妨害する行為をいう。

（サイバーインシデントの予防及び被害の拡大防止）

第３条　乙は、業務に係るデータを取り扱う情報システムにサイバーセキュリティ対策を施し、サイバーインシデントによる被害を未然に防止するとともに、サイバーインシデントが発生した際には、速やかに当該インシデントに対応し、被害を最小限とするための措置を実施しなければならない。

（サイバーセキュリティ対策の実施）

第４条　乙は、業務に係るデータを取り扱う情報システムにおいて、次に掲げるサイバーセキュリティ対策の項目を実施していなければならない。乙は、項目の対策が満たされていることを理由としてサイバーセキュリティを低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

（１）マルウェア対策ソフトウェアや不正侵入防止装置等のセキュリティ製品の導入

（２）セキュリティ更新プログラム等の適用

（３）主体認証機能の実装

（４）データのバックアップ

（５）業務外端末の接続制限

（脆弱性に関する情報の収集）

第５条　乙は、前条第２号の実施のために、自らが使用しているプログラム等の脆弱性であって、乙の環境で悪用されるおそれがあるものに関する情報を収集するように努め、重大な脆弱性が公開された場合に直ちに対応できるようにしなければならない。

（クラウドサービスの利用）

第６条　乙は、クラウドサービスを通じて業務に係るデータを取り扱う場合、次に掲げる事項を甲に対して報告しなければならない。これらを報告することが困難な場合は、報告することが困難な理由及び参考となる情報を甲に対して報告しなければならない。

（１）データが保存されるサーバーの所在国（外国の場合に限る）

（２）クラウドサービスを提供する事業者の名称及び当該事業者の所在国（外国にある事業者が提供するクラウドサービスを利用する場合に限る）

（サイバーインシデント対応体制の管理）

第７条　乙は、サイバーインシデント対応体制（以下、対応体制とする。）を本契約の締結前に整えておかなければならない。なお、対応体制の支援を、外部の第三者に委託することを妨げないが、その委託に係る費用は乙において負担するものとする。

２　前項の対応体制を例示すると、次に掲げるとおりである。

（１）責任者の明確化

（２）連絡窓口の設置

（３）被害状況の把握

（４）被害拡大の軽減・防止処置

（５）原因究明のための調査

（６）再発防止策の策定及び実施

　（サイバーインシデント発生時の報告）

第８条　乙は、業務に係るデータの取り扱う情報システムによらず、乙の組織内でサイバーインシデントの発生を知ったときは、直ちに甲に報告するとともに、第７条に基づく対処を実施するものとする。また、乙は、甲から、乙の組織内でサイバーインシデントが発生した又は発生した疑いがある旨の連絡を受けたときは、直ちに必要な事実確認等を行い、甲に対して確認等の結果を報告し、必要に応じて第７条に基づく対処を実施するものとする。

　（サイバーインシデントの公表）

第９条　乙は、甲の事前の承諾がある場合または法令上必要な場合を除き、業務に係るサイバーインシデントに関する公表を行ってはならない。

　（サイバーセキュリティ監査の受け入れ）

第10条　甲がサイバーセキュリティ対策の履行状況を確認するためにサイバーセキュリティ監査の実施を必要と判断した場合、乙は甲が定めた実施内容（監査内容、対象範囲、実施者等）に基づく立入検査を受け入れられるようにしなければならない。ただし、甲及び乙は、乙の事業に支障を及ぼさないように最大限配慮し、その実施時期・内容を協議のうえ定めるものとする。

　（再委託先のサイバーセキュリティ対策）

第11条　乙は、業務の一部又は全部を第三者（再委託先）に委任し、又は請け負わせるとき、本特約が定める乙の責務及び乙に求める水準と同等のサイバーセキュリティ対策を、第三者（再委託先）においても確保しなければならない。また、甲が必要と認めたとき、乙は第三者（再委託先）が実施するサイバーセキュリティ対策及びその実施状況について、甲に報告するものとする。

　（サイバーセキュリティ対策の実施状況）

第12条　乙は、サイバーセキュリティ対策の実施状況について、「サイバーセキュリティ対策実施状況自己点検シート」（以下、「自己点検シート」とする。）を作成し、本契約締結後、速やかに甲に提出しなければならない。甲が、乙から提出された自己点検シートを確認し、乙のサイバーセキュリティ対策の実施状況が十分でないと判断したときは、乙に対する甲の秘密情報の共有を制限できる。

[注]第12条は、物品契約、工事請負等契約及び役務契約の場合に追加する。

（品質保証体制の管理）

第13条　乙は、情報システムやアプリケーション・コンテンツの開発に係る業務において、や情報窃取等の不正（以下、「甲の意図しない変更等」とする。）が行われないことを保証するため、乙の一貫した品質保証体制の下で業務がなされるように業務工程を管理しなければならない。【0523Allganize→東京メトロ様：弊社はSaaSビジネスを遂行しており、貴社のご意向にかかわらず、全てのお客様観点での製品アップデートもございます。そのため、文面上、「甲の意図しない変更・・が行われないこと」を保証することが、ビジネスモデル上、お約束できない部分がございます。ご理解賜れますと幸いです。】

　（品質保証体制の証明）

第14条　乙は、情報システムやアプリケーション・コンテンツの開発に係る業務において、甲の意図しない変更等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類又は電磁的記録（品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図、第三者機関による認証制度（ＩＳＭＳ、ＣＳＭＳ等）等）を作成しておかなければならない。また、甲が必要と認めたとき、乙は品質保証体制を証明する書類又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

（甲の意図しない変更等が発生した時の対応）

第15条　乙は、情報システムやアプリケーション・コンテンツの開発に係る業務において、甲の意図しない変更等があったときまたは甲の意図しない変更等を引き起こす脆弱性の存在が発覚した場合、甲の追跡調査や立入検査等によって、甲と連携して原因を調査・排除できる手順及び体制（業務記録、データ通信の履歴の確認等）を整備していなければならない。また、甲が必要と認めたとき、乙は当該手順及び体制が妥当であることが確認できる書類又は電磁的記録を甲に提出しなければならない。

以　上